

令和5年7月5日

2、3、4年次の保護者の皆様へ

市立札幌大通高等学校長 池田 吉利

令和5年7月からの就学支援金の申請について

令和5年7月～令和6年6月までの授業料を実質無料にする就学支援金の申請案内です。現在の状況が下記①～④のいずれに該当するかをご確認の上、記載された手続きをしてください。なお、手続きが必要な場合は7/11（火）までに事務室へご連絡ください。

現在、就学支援金の支給を受けている方（授業料の納付が不要な方）で	
① 引き続き就学支援金を申請する	<p>手続きは不要です</p> <p>（8割の生徒が該当すると思います）</p> <p>※ただし、保護者等の情報に変更（親権者の追加、変更及び課税地の変更）がある場合、マイナンバーを提出していない場合手続きが必要となりますので事務室へお知らせください。</p> <p>※会社員以外の方で所得の申告をしていない場合は、必ず市税事務所にて手続きを行ってください。所得が「0」もしくは生活保護を受給している場合であっても申告が必要です（その場合はお近くの市税事務所へご連絡ください）。</p>
② 就学支援金を申請しない	<p>事務室へお知らせください</p> <p>【必要な手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・システムでの意向登録</li></ul>

現在、就学支援金の支給を受けていない方で	
③ 新たに就学支援金を申請する	<p>事務室へお知らせください</p> <p>【必要な手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・システムでの意向登録・収入状況の届出</li></ul>
④ 就学支援金を申請しない	手続きは不要です

※制度に関する詳細は、大通高校のHPに掲載していますのでご確認ください。

掲載文書：「授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ」

※就学支援金の対象にならない場合でも、収入が大きく減少し、授業料の納付が困難になった場合は、授業料減免等の制度を受けられることがありますので事務室までご連絡ください。

大通高校 事務室（TEL:251-0229）